

茨城県報

第4607号

昭和35年11月9日

水曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

目次	ページ
●古河市に対する計量器の検査執行.....	1
●同 計量器の提出日時、場所.....	1
●土地改良区設立関係書類の縦覧(麻生).....	2
●同 (牛久沼).....	2
●土地改良区の設立認可.....	2
●茨城県林業機械化促進補助金交付要項.....	3
●計量器販売事業の登録.....	7
公 告	
●昭和35年度行政書士試験施行.....	8
●麻薬取締法による聴聞.....	10
●危険物取扱主任者試験合格者.....	10
●昭和35年度映写技術者試験施行.....	13
雑 報	
●市町村長の当選.....	14

告 示

茨城県告示第880号

古河市に対し計量法第142条ただし書きに該当する計量器の定期検査を執行するから、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和35年12月6日から

昭和36年1月6日まで

定期検査の実施場所 計量器の所在場所

茨城県告示第881号

古河市に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条から第142条の規定により執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し第143条第1項により公示する。ただし、計量法第139条ただし書きに該当する計量器は提出を要しない。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
古 河 市	昭和35年12月6日 (午前9時から 午後3時まで)	古 河 市 (旧新郷村) 臨時計量検査所
" "	7日から (") 14日まで	" (旧古河市) "

茨城県告示第882号

昭和35年9月15日付行方郡麻生町藤野政雄ほか14名から申請のあつた麻生土地改良区の設立は適当と決定したので、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

- (1) 麻生土地改良区定款
- (2) 土地改良事業計画書

2 縦覧の期間

昭和35年11月12日から 12月2日まで

3 縦覧の場所

麻生町役場

茨城県告示第883号

牛久沼土地改良区から昭和35年7月6日付申請のあつた土地改良法事業計画変更は適当と決定したので土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款写
維持管理計画書

2 縦覧の期間

昭和35年11月12日から 12月2日まで

3 縦覧の場所

竜ヶ崎市役所

茨城県告示第884号

土地改良法第10条第1項の規定に基づき、昭和35年11月8日付で那珂郡山方町西野内に事務所をおく西野内土地改良区の設立を認可したので同法同条第3項の規定により公示する。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所	氏 名	摘 要
那珂郡山方町西野内 257	三 次 照 知	理 事 長
// // // 144	細 貝 利	理 事
// // // 41	三 次 昌 雄	//
// // // 281	柳 下 晴 夫	//
// // // 247の1	三 沢 衛	//
// // // 166	大 曾 根 安 寿	監 事
// // // 135	三 次 久	//
// // // 141	細 貝 安 三 郎	//

茨城県告示第885号

茨城県林業機械化促進補助金交付要項を次のように定める。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県林業機械化促進補助金交付要項

(補助の目的)

第1条 知事は、林業の機械化を促進して生産性の向上を図り、もって林業経営の振興に資するため森林組合又は森林組合連合会(以下「組合」という。)が行なう林業の機械化による作業手段の改良に要する経費に対し、この要項の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助の対象)

第2条 前条に規定する補助金は、知事が、適当な経営規模を存し、かつ林業機械器具の導入により前条の目的を達成し得ると認める組合に対し交付するものとする。

2. 組合が購入又は設置する林業機械器具で、補助金の交付の対象となるものは、知事が定めて別に告示する林業機械器具とする。

(補助金の額)

第3条 第1条に規定する補助金(以下「補助金」という。)の額は、林業機械器具の購入又は設置に要する経費の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする組合(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により補助金を交付するかどうかを決定する。

2 知事は、前項により補助金の交付の決定する場合において、交付の適正を期するため必要があるときは、申請にかかる事項につき修正を加え又は条件を付することができる。

(補助金交付の通知)

第6条 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた組合(以下「補助事業者」という。)は、第4条により提出した書類の内容に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ、その旨文書をもつて知事に届け出てその承認を得なければならない。

(実績報告書等の提出)

第8条 補助事業者は、当該補助にかかる事業が終了したときは、実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第5号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が第6条による決定額と同額の場合は通知を省略するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた組合が次の各号の1に該当するときは、交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請書その他の書類に虚偽の事実を記載したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 支出額が予算額に比し著しく少ないとき
- (4) その他知事の指示に従わなかったとき

(書類の経由)

第11条 この要項の定めるところにより知事に提出する書類(正副2部)は、所轄支庁長(支庁の支所の担当する地域にあつては当該支所長)を経由して提出するものとする。

様式第1号

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者住所

〇〇森林組合

(森林組合連合会)

組合長 理事 氏

(会長)

名 印

昭和 年度林業機械化促進補助金交付申請書

昭和 年度本組合(連合会)の事業として別紙計画書に基づき林業の機械化による作業手段の改良を行ないたいので、補助金を交付されるよう茨城県林業機械化促進補助金交付要項第4条の規定により、申請いたします。

記

1 補助金交付申請額

円也

2 添付書類

(1) 事業計画書

付 ア、補助金交付申請の原因となつた総会又は理事会の議決書の謄本

イ 購入又は設置しようとする林業機械器具の見積書

(注 見積書はなるべく2個所以上から徴収すること。)

ウ 前年度の決算書及び申請の日の属する月の前月末日現在の残高試算表

(2) 収支予算書

様式第2号

事業計画書

1 事業実施主体及び機械器具名

(1) 事業実施主体名

(2) 機械器具名

2 機械器具の購入(設置)計画

機械器具の 名称	構造及び 能力の概要	員数	単価	金額	購入予定先	備考
計						

(第三種郵便物認可)

3 将来3年間の使用計画

年度区分	事業名	対象組合員数	作業量	手数料(使用料)の予算額	備考
計					

様式第3号

収 支 予 算 書

収入の部

項 目	金 額	摘 要
県 補 助 金		
市町村 補 助 金		
借 入 金		
自 己 資 金		
計		

支出の部

項 目	金 額	摘 要
購 入(設 置)費		
機械操作技術修得費		
諸 掛		
計		

様式第4号

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

住 所

〇〇森林組合(森林組合連合会)

組合長(会長)理事 氏

名 印

林機械化促進事業実績報告書

昭和 年 月 日付の補助金交付の決定の対象となつた本組合(連合会)の事業が昭和

(第三種郵便物認可)

年 月 日終了しましたので、下記のとおり実績を報告いたします。

記

購入(設置)した 機械器具の名称	構 造	員 数	単 価	金 額	購 入 先	性 能	備 考
計							

付 1 契約書又は請書の写

2 検収書(下記様式)の写

(実績報告書付属書)

検 収 書

事 項	概 況
(1) 構 造 の 適 否	
(2) 使用部品の適否	
(3) 作業能力の良否	
(4) そ の 他	

上記のとおり検収した。

昭和 年 月 日

〇〇森林組合(森林連合会)

検収者 理事 氏 名 ㊟

立会人 氏 名 ㊟

様式第5号

収 支 精 算 書

収入の部

項 目	金 額	摘 要
県 補 助 金		
市 町 村 補 助 金		
借 入 金		
自 己 資 金		
計		

(第三種郵便物認可)

支 出 の 部

項 目	金 額	摘 要
購 入 (設 費) 費		
機械操作第術修得費		
諸 掛		
計		

茨城県告示第886号

計量法第47条第1項の規定により次のとおり計量器販売の事業を登録した。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

長さ計(ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロックゲージ及び回転尺を除く)			
登録番号	登 録 年 月 日	所 舗 の 所 在 地	氏 名 又 は 名 称
第474号	昭和35年 11月7日	日立市旭町3丁目3番地	石 井 紀 光
第475号	//	筑波郡大穂町大曾根2,940番地	株式会社 成島金物店
ます(計量筒式ガソリン量器を除く)斗概及び化学用体積計			
第313号	//	// // //	//
はかり、分銅、おもり、力計及び繊維計			
第235号	//	// // //	//
面積計、角度計、速さ計、圧力計、回転計、粒度計、ノギス、ノギス以外の副尺付はさみ尺、ブロックゲージ、回転尺、かたさ試験機、衝撃値、試験機、引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機			
第101号	//	日立市旭町3丁目3番地	石 井 紀 光
第102号	//	猿島郡岩井町大字長須2,270番地の1	飯 田 久 作
第103号	//	石岡市大字石岡1,871番地	杉 田 芳

公 告

◎昭和35年度行政書士試験施行

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の規定に基づく昭和35年度行政書士試験を下記により施行することとしたので行政書士法施行細則(昭和26年茨城県規則第12号)第2条の規定により公告する。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 試験の施行期日及び場所

(1) 期 日 昭和35年12月13日(火曜日)午前10時から午後2時まで

(2) 場 所 水戸市北三の丸

茨城県職員研修所(茨城県庁構内茨城会館南隣)

2 試験の科目及び方法

試験は次の科目について筆記試験により行なう。

(1) 行政書士の業務に関し必要な基礎的法令(憲法, 民法, 行政法, 行政書士法など)

(2) 一 般 常 識

(3) 作 文

3 受 験 資 格

次の1に該当する者は、この試験の受験資格を有する。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)により高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

(4) 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部大臣の指定した者

(5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者

(6) 国または、地方公共団体(都道府県, 市町村等)の公務員として通算して3年以上(試験当日現在)行政事務を担当した者

(7) 知事が(6)に掲げた者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

4 受験資格の認定

(3の(7)に掲げる資格を認められるための手続き)

(1) 申 請 の 手 続

受験資格の認定を受けようとする者は、行政書士試験受験資格認定願(別記様式)に履歴書及び3の(6)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められるための書面(証明書)を添えて提出すること。

(2) 願書の提出及び提出期限

茨城県内に住所がある者は、その住所地を所轄する支庁(下館支庁, 境支所の所轄区域に住所がある者にあつては境支所)を経由して、または直接茨城県総務部地方課(以下「地方課」と略称する。)へ県外に住所がある者は地方課へ、昭和35年11月25日金曜日までに願書の封筒の表に「行政書士試験受験資格認定願在中」と朱書して提出すること。

(3) 受験資格の認定

受験資格と認定した者には、行政書士試験受験資格認定書を交付する。

5 受 験 願 書

(第三種郵便物認可)

(1) 提出書類

イ 行政書士試験受験願書(5の(6)参照のこと)

ロ 履歴書(B列5号大の用紙にペン書のこと)

ハ 受験資格があることを証明する書面

(4による認定を受けた者は認定書の写)

ニ 出願前6箇月以内にうつした写真(上半身、正面むき、無帽、名刺型のもの)

(2) 受験手数料

受験手数料として、500円の茨城県収入証紙を収入証紙納付書(5の(6)参照)に貼付し、受験願書に添えて提出すること(証紙には消印をしないこと)

(3) 受付期間

昭和35年11月18日(金曜日)午前8時30分から12月3日(土曜日)午後12時30分まで、ただし、郵便により提出する場合には、12月3日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

4の(2)の要領により提出するものとし、願書の封筒の表には「行政書士試験受験願書在中」と朱書き郵便により提出する場合は書留にすること。

(5) 受験通知書

受験願書提出者には、受験通知書を交付する。

(6) 受験願書の請求手続

受験願書(収入証紙納付書を含む)の用紙は提出先に請求すること。

なお、郵便により請求する場合は封筒の表に「行政書士試験受験願書請求」と朱書きあて先を明記のうえ10円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

6 合格発表

試験の合格発表は、昭和35年12月下旬の茨城県報に合格者の氏名を公告する。

なお、合格者には合格証を交付する。

7 その他の注意事項

(1) 受験資格認定願書または受験願書を提出した後において住所(連絡先)または氏名を変更したときは、ただちに願書提出先に通知すること。

(2) 試験の当日には筆記具、弁当などを持参し午前9時40分までに試験場に出頭すること。

(3) 行政書士に関する詳細については、行政書士法(昭和26年法律第4号)行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)及び茨城県行政書士法施行細則(昭和26年茨城県規則第12号)を参照すること。

(4) 試験についてなお不明の点があれば、各支庁総務課(境支所庶務課)または地方課に照会すること。

なお、郵便により照会する場合は、あて先を明記した返信用封筒(10円切手貼付のこと)または郵便はがきを必ず同封すること。

別記様式

(B列5号)

行政書士試験受験資格認定願

(ふりがな)

現住所

(ふりがな)

氏名

生年月日

行政書士法施行細則第一条の規定により行政書士法第三条第三号に該当する者として、受験資格を認定して下さるよう、別紙の関係書類を添えてお願いします。

(第三種郵便物認可)

昭和三十三年 月 日

氏 名

印

茨城県知事 岩 上 二 郎 殿

◎麻薬取締法による聴聞

麻薬取締法第52条の規定による聴聞を下記によつて行なう。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 期 日 昭和35年11月16日午後1時
 2 場 所 水戸市北三の丸 県庁内衛生部長室

◎茨城県危険物取扱主任者試験の合格者

昭和35年10月16日、水戸市、日立市、土浦市、下館市において施行した茨城県危険物取扱主任者試験の合格者は次のとおりである。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

水 戸 試 験 場

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
(乙種1類) 各 水 1	木 原 直	// 34	富 沢 文 雄	// 79	大 畠 紀 幸
// 2	檜 山 功	// 35	渡 光 雄	// 82	加 藤 善之助
(乙種2類) 各 水 2	檜 山 功	// 36	青 山 巍	// 86	仲 田 章
(乙種3類) 各 水 2	檜 山 功	// 37	小 池 東 二	// 92	村 上 正 四
(乙種4類) 各 水 1	木 原 直	// 46	大曾根 敏 行	// 94	北 条 実
各 水 2	檜 山 功	// 48	根 本 肇	// 101	福 田 良 富
4 水 3	鵜 飼 恒 夫	// 52	池 内 和 彦	// 111	金 沢 一 典
// 6	山 岸 外喜男	// 53	小 泉 千 寿	// 114	宮 田 仁
// 7	小 林 竜 郎	// 61	小 林 美恵子	// 115	柴 田 成 美
// 8	富 山 敏 之	// 62	笹 山 な か	// 118	大 橋 孝 作
// 13	佐 藤 軍 忠	// 63	小 瀬 豊 司	// 119	野 口 武
// 15	木 村 英 夫	// 66	秋 山 保	// 121	石 川 文 夫
// 19	伊 藤 正 人	// 67	引 田 寛	// 125	大 津 善 久
// 26	小 島 菊 次	// 69	檜 山 光 雄	// 129	相 田 双 雄
// 27	松 浦 巖	// 71	秋 山 典 雄	// 131	横須賀 慎 一
// 29	宮 本 英 三	// 76	古谷田 伊太郎	// 132	永 井 秀 吉
// 30	進 藤 俊 夫	// 77	小 林 孝 次	// 140	稲野辺 邦 彦
// 31	池 田 林 平	// 78	生田目 菊 十	// 141	清 水 康 之

(第三種郵便物認可)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
// 144	石 川 みつ江	// 189	飛 田 昭	// 218	坪 井 勝 義
// 150	川 口 晃	// 190	小 池 信 次	// 223	木 村 新 一
// 151	大久保 武	// 195	梶 菊 枝	// 224	寺 門 勝 一
// 152	小 沼 猛	// 201	鈴 木 一 正	// 226	大 部 勝 雄
// 153	富 田 環	// 204	藤 野 武 定	// 227	小松崎 虎
// 155	菅 谷 昇 一	// 205	桐 原 勝 美	// 228	小松崎 得 熙
// 161	井 坂 尹 行	// 207	長谷川 純 子	// 231	鈴 木 福次郎
// 163	石 橋 正 男	// 208	長谷川 きみ子	// 232	鈴 木 久 義
// 165	大 高 義 久	// 209	長谷川 大 紋	// 235	海老沢 勤
// 168	大 高 み よ	// 211	高 橋 章	// 237	雨 谷 敏 嗣
// 183	須 田 保 雄	// 212	水 飼 定 吉	(乙種5類) 各 水 1	木 原 直
// 187	関 根 勇 次	// 217	長谷川 徳 三		

日 立 試 験 場

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
(甲 種) 甲 日 1	桑 原 孝 夫	// 21	豊 田 康 三	// 73	大 谷 重 政
// 2	今 村 竜 男	// 22	斉 藤 義 邦	// 77	伊 藤 恒 也
// 3	久保田 芳 晴	// 23	大 槻 信 一	// 78	鈴 木 静
(乙種2種) 2 日 1	小 林 東	// 24	諸 沢 将 之	// 80	友 部 海 一
(乙種3類) 3 日 1	伊 藤 恒 也	// 25	男 庭 良 三	// 81	軍 司 四 郎
// 2	入 江 喜 一	// 37	東海林 勲	// 82	蛭 田 輝 男
// 3	渡 辺 道 雄	// 40	大 森 賢 二	// 84	根 田 紘 悦
// 4	大 窪 寿 一	// 42	小 林 東	// 85	大 森 竹 男
// 8	水 野 健 次	// 45	柴 田 幸 隆	// 86	沢 根 幸 男
// 9	斉 藤 義 邦	// 46	萩 原 清 春	// 87	水 野 武
// 10	豊 田 康 三	// 48	中 村 嘉 雄	// 88	綿 引 二三男
// 11	市 毛 良	// 52	吉 津 純 三	// 89	唐 沢 叔 蔵
(乙種4類) 4 日 1	島 田 誠	// 56	後 藤 達 夫	// 90	鈴 木 重 幸
// 5	鈴 木 孝	// 59	高 村 喜 一	// 91	鈴 木 和 夫
// 7	川 井 義 昭	// 60	鳴 海 雄 一	// 92	田 口 泰 三
// 11	緑 川 利 一	// 66	初 野 猛	// 95	武 石 英 雄
// 17	水 野 健 次	// 67	浅 利 繁 治	// 96	船 原 美 就
// 19	五位淵 宏	// 68	伊 藤 秀 司	// 97	柳 橋 臣 功
// 20	市 毛 良	// 71	黒 沢 正	// 98	伊 藤 宥 三

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
// 99	宍 戸 行 雄	// 121	本 城 光 男	// 141	小松崎 久 輝
// 100	伊 藤 吉 健	// 122	大 津 征一郎	(乙種6類) 6 日 3	門 脇 巖
// 102	村 山 和 好	// 123	関 正 治	// 5	菊 池 正 実
// 103	入 江 喜 一	// 125	伊 藤 敬 三	// 7	鈴 木 弘 己
// 104	田 山 泰 助	// 126	三 度 毅	// 8	小 林 東
// 105	西 出 喜 義	// 127	友 部 淳 一	// 9	鈴 木 静
// 107	山 田 宗 平	// 139	大 崎 有 人		

土 浦 試 験 場

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
(甲 種) 甲 土 2	清 水 宣 正	// 49	小 島 栄 一	// 124	川 上 幸 夫
// 3	和 田 英 一	// 53	串 田 正 夫	// 125	中 嶋 鋭
(乙種3類) 3 土 1	桎 村 宇 一	// 57	沼 尻 順太郎	// 126	鈴 木 輝 男
各 土 1	国 井 明	// 58	大 塚 庄三郎	// 127	桜 井 忠 温
(乙種4類) 4 土 1	椎 名 義 之	// 59	久 松 邦 雄	// 128	加 藤 研之助
// 4	山 倉 輝 男	// 66	小 沢 与 市	// 130	三 浦 健 吉
// 6	浅 沼 敏 男	// 67	小 沢 二 郎	// 138	田 中 利 人
// 7	稲 葉 仁 三	// 68	小 沢 永 次	// 144	須 貝 洋
// 9	古宇田 珖	// 69	鹿志村 末 次	// 145	森 内 義 己
// 11	肥 田 吉 康	// 70	木 下 勝	// 146	遠 峰 正 夫
// 13	鈴 木 一 男	// 73	大 里 弘	// 148	中 里 重 夫
// 14	大 貫 幸三郎	// 78	海老原 重 一	// 150	大 内 一 介
// 20	藤 田 正 明	// 92	松 信 義 文	// 151	橋 本 啓 介
// 21	武 田 信 雄	// 97	荒 井 嘉津雄	// 152	鳥 生 輝 義
// 24	塚 本 勝 一	// 106	塙 寅 央	// 153	橋 本 留 造
// 25	本 橋 美 範	// 109	真 下 俊 登	// 161	高 橋 良 吉
// 27	村 崎 正	// 112	荻 谷 蹕	// 162	佐々木 繁
// 28	正 慶 治 雄	// 114	杉 山 武 司	// 167	山之口 敏 孝
// 33	市 村 国 雄	// 116	糸 賀 恒 夫	// 168	大 高 尚
// 40	竹 内 功 三	// 119	宮 本 亮 参	// 169	佐 藤 允 通
// 44	吉 岡 昭 一	// 120	紀伊国 よし子	// 170	熊 倉 栄 一
// 46	生 井 実	// 121	岸 本 勝	// 171	棟 本 恵 明
// 47	佐 藤 儀 平	// 122	松 田 福 寿	// 172	鬼 塚 明 義
// 48	平 島 嘉 治	// 123	山 崎 義 則	// 174	間 宮 公 和

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
// 179	高 田 賢 治	// 197	長谷川 進	// 210	小 貫 久 男
// 182	根 本 義 市	// 201	菅 谷 忠 男	// 219	高 野 正 人
// 192	野 沢 共 之	// 206	宮 田 忠 幸	(乙種5類) 各 土 1	国 井 明
下 館 試 験 場					
受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
(乙種4類) 4 下 1	柴 善 雄	// 40	戸 塚 登	// 96	安 藤 泰 雄
// 3	安 井 俊 一	// 49	長 みどり	// 97	高 野 芳 雄
// 13	山 中 美智子	// 55	高 久 民 夫	// 98	渡 辺 繁
// 15	大 関 正 一	// 58	大 宮 信 夫	// 102	佐 藤 修 令
// 16	中 沢 トシエ	// 61	桜 井 信 志	// 103	宮 脇 時 夫
// 19	緑 川 大 八	// 62	永 塚 与四郎	// 104	鈴 木 幸 夫
// 21	緑 川 京 子	// 67	根 本 安 雄	// 108	板 橋 正 直
// 23	嶋 山 光 子	// 70	白 川 七 郎	// 109	平 野 良 三
// 26	青 木 保	// 71	山 下 辰 雄	// 110	花 上 智 雄
// 27	木 村 定 雄	// 73	小松田 安 徳	// 111	磯 山 富 雄
// 30	上 野 宏	// 74	島 村 健 司	// 112	猪 瀬 武 夫
// 34	宮 戸 俊 策	// 76	野 池 利 夫	// 116	町 田 登志男
// 35	遠 藤 実	// 81	坂 口 信 司	// 117	小 路 融
// 36	石 塚 新次郎	// 86	竹 田 知	// 127	江 尻 せ ゑ
// 37	山 中 幸 雄	// 91	鈴 木 平		
// 39	石 川 佐々木	// 95	小野寺 富士男		

◎昭和35年度映写技術者試験施行

昭和35年度映写技術者試験を下記要綱により施行する。

昭和35年11月9日

茨城県知事 岩 上 二 郎

映 写 技 術 者 試 験 要 綱

- 試験日程及び時間
昭和35年11月25日 12時30分
- 試験実施場所
水戸市千波町東久保 茨城県立消防学校
- 試験科目(危険物の規制に関する総理府令第63条による)
 - (1) 電気, 熱, 光及び音に関する基礎物理学
 - (2) 燃焼及び消火に関する基礎理論
 - (3) セルロイド類の特性
 - (4) 映写機の操作方法

(第三種郵便物認可)

- (5) 火災予防及び消火の方法
(6) 映写に関する消防関係法令

4 受験手続き

映写技術者試験願書に受験手数料500円の茨城県収入証紙を添付した(消印しないこと。)収入証紙納付者を昭和35年11月20日までに消防防災課に必着するよう提出すること。(期日を過ぎたものは受付けない。)

なお、受験願書には6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽の縦25mm横15mmの写真を添えること。

- 5 申請の受理された受験者には受験票を交付する。
6 合格者の決定方法

各試験とも各試験科目の成績を総合して一定の合格点に達した者を合格者とする。ただし、各試験科目のうちいずれかにおいて一定の水準に達しない者は他の試験科目の成績にかかわらず不合格とする。

7 発表

茨城県土木部消防防災課において掲示し、また茨城県報に掲載して発表する。
合格者は文書で通知する。

雑 報

◎市町村長の当選

11月3日に行なわれた東茨城郡御前山村長の選挙の結果、次の者が当選した。

淀 川 和 夫

* 県政の総覧 ～ 県民の六法 *

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民政等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等はいずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県では実費でこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、送料とも1ヵ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
金 1 0 0 円

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)